

天理市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 24 日

天理市長 並 河 健

天理市条例第27号

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年 3 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第13条第 2 項中「第 8 号」を「第 7 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。